

独占禁止懇話会第232回会合議事録

1. 日時 令和8年3月17日（火）14:02～15:58

2. 場所 対面とオンラインの併用開催

3. 出席者

【会員】柳川会長、依田会員、及川会員、鹿野会員、木村会員、クシュナー会員、
河野会員、佐藤会員、柴田会員、竹川会員、武田（邦）会員、
武田（史）会員、田中会員、多村会員、野原会員、福園会員、細田会員、
水上会員、森会員、山下会員、由布会員、吉田会員

【公正取引委員会】茶谷委員長、青木委員、泉水委員、吉田委員

【公正取引委員会事務局】

岩成事務総長、塚田官房総括審議官、藤井官房政策立案総括審議官、
佐久間官房デジタル・国際総括審議官、深町官房審議官（企業結合担当）、
向井官房審議官（取引適正化担当）、天田官房総務課長、
大胡経済取引局長、岩下経済取引局総務課長、奥村企業結合課長、
原取引部長、片岡取引調査室長、品川審査局長

4. 議題 ○ 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態
調査報告書
- 令和6年度における企業結合関係届出の状況及び最近の主要な企業結
合事例
- 経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の考え方

○大胡経済取引局長 定刻を少し過ぎましたので、それでは、第232回独占禁止懇話会
を開会いたします。

経済取引局長の大胡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、第19期から新たに会員となられた日本マクドナルド株式会社執行
役員チーフ・コミュニケーション・オフィサーのジョナサン・クシュナー様
については、前回御欠席でしたので、改めて御紹介いたします。

○クシュナー会員 ただいま紹介にあずかりました、日本マクドナルドのジョナサ

ン・クシュナーと申します。皆様、よろしくお願いいたします。

私は、アメリカ国籍ではありますが、日本には25年以上住んでおりまして、家族ともに日本に生活基盤を置いております。私の専門は法律分野ではございませんが、ビジネス経験はこれまでコミュニケーション、マーケティング、サステナビリティ、ガバメントリレーションズといった分野を中心にキャリアを積んでまいりました。本日は、実務的な視点およびステークホルダーの観点から、議論に貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○大胡経済取引局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行については柳川会長にお願いしたいと思います。

○柳川会長 柳川でございます。よろしくお願いいたします。

新しい立派な、きれいな会場で開催ということで、気分新たに始めたいと思います。それでは、早速議事に入りますが、活発な意見交換のほど、よろしくお願いいたします。

最初の議題は「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」についてです。片岡取引調査室長から御説明をお願いいたします。

○片岡取引調査室長 取引調査室の片岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

御紹介にありましたとおり、昨年12月に公表いたしました「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査」の報告書について、御報告申し上げたいと思います。

まず、スライド2ページでございます。調査趣旨について御紹介いたします。

一昨年になりますが、当時、新しい資本主義実現会議という政府全体の経済政策等を御議論いただく会合がございました。その中で、我が国として、今後コンテンツ産業をもっと盛り上げていくべきではないかという議論がされました。現在も、自動車や半導体といった産業は頑張っておられるかと思うのですが、コンテンツの分野も非常に輸出が増えております。今後の我が国の未来を考えると、コンテンツ産業をもっと盛り上げ

ていくべきではないかという御議論が行われ、政府全体として、例えば司令塔機能を強化することや、あるいは翻訳などの輸出の支援をすることなど、様々な政策パッケージを御議論いただきました。その中で、コンテンツの取引環境についても改善すべき点があるのではないかとということで、以前の独占禁止懇話会でも御紹介したところですが、一昨年の6月の新しい資本主義実行計画において、音楽・放送番組の分野の取引改善ということも掲げられました。それに加えて、映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮されるように、昨年の年明けから、映画・アニメの制作現場における取引環境についての実態調査も行うこととされました。

さらに、昨年の6月にも、新しい資本主義実行計画におきまして、当該実態調査の結果を公表するとともに、「その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」と記載されました。このような動きも受けまして、私どもの方で昨年の始めから調査を実施したところでは、

順序が前後してしまい恐縮ですが、最初に全体像を御紹介いたします。映画の分野とアニメの分野の両方がございますが、両分野とも構造がよく似ております。そのため、スライド9ページに記載しておりますアニメの市場構造を使用して、全体の構造について御説明いたします。

アニメも映画も様々な製作の仕方がございますが、昨今は、製作委員会という組織を構成して、その製作委員会が中心となって映画あるいはアニメを製作するという仕組みが主流となっております。

製作委員会では、映画会社や出版社、テレビ局などの様々なステークホルダーが集まり、リスクを分散しながら製作に取り組まれているところでございます。

この製作委員会から制作会社にアニメや映画の制作を依頼して、制作会社から下請制作会社に仕事を再委託する、あるいは、フリーランスに様々な形で制作に関与していただくという仕組みになっているというところでございます。なお、取適法ではもう「下請」という文言は使用していませんが、アニメや映画業界では現在でも「下請」と言われているようです。

作品が出来上がると、製作委員会から、映画であれば配給され、そのほかにも配信や様々な商品化等によって、それでマネタイズされるという仕組みになっています。これが、基本的な構造というところでございます。

スライド3ページになります。私どもが行った調査では、よくある実態調査の手法として、まずヒアリング調査ということで、制作会社、フリーランス及び製作委員会の構成事業者などに対してヒアリングを実施したところでございます。

さらに、昨年夏頃にかけて、制作会社あるいはフリーランスの皆様にアンケート調査を実施しました。制作会社からは大体3割ぐらいの御回答をいただいております、フリーランス、つまり個人の方にはお願いするものは、なかなか難しい面もございますが、140余りの方からアンケートに御回答をいただいたところでございます。

さらに、スライド5ページにて映画の基本的な市場の規模等をお示ししています。

まず、映画は、興行収入が洋画・邦画合わせると2000億円規模ぐらいで推移しているところでございます。また、公開本数の推移について、邦画に限ってみれば、毎年大体700本程度の映画が公開されているところでございます。映画をお好きな方もいらっしゃるかと思いますが、映画の種類は本当に千差万別であり、私のようなそれほど映画に詳しくない者でも知っているような非常に大型の作品もあれば、地方の町おこしのためにボランティアが集まって製作する作品もあります。そのため、700本といっても各作品間の差がかなり大きく、ビジネスベースで製作されている作品もあれば、自分たちで一生懸命頑張って作られる作品もあるなど非常に多様な作品がございます。

スライド5ページに制作会社の資本金及び従業員数を記載しておりますところ、資本金1000万円以下の事業者が6割、資本金5000万円以下の事業者まで含めると8割を超える状況になっております。このように、かなり小さな制作会社が映画の制作に携わっているところでございます。

さらに、アニメと顕著に違うところでございますけれども、それぞれの制作会社でどれぐらい映画の制作に注力されているのかというのを伺い

すると、映画の売上げは全体の10%以下であるという制作会社が半分あり、実態としては、例えばコマーシャルフィルムといった、様々な動画制作をする中で、ハイエンドのものとして映画も制作されているというようなスタイルが比較的多いのではないかと推測されます。

続いて、アニメ分野でございます。アニメの方もヒアリング調査やアンケート調査を映画と同様に実施いたしました。

スライド8ページを御覧いただくと、映画との違いが少し分かるかと思えます。アニメの市場規模を記載しておりますところ、こちらは映画と異なり、興行収入のみに限定しているものではなく、様々なものが含まれております。アニメ産業全体の市場規模を見ますと、一昨年の市場規模が4兆円に手が届きそうな3兆8000億円となっており、既にかなり大きな産業になってきています。傾向として特に配信や海外向けの売上げなどは伸びてきているというところです。

一方で、アニメ産業全体の市場規模における制作会社の市場規模を見ますと、産業全体と同様に右肩上がりに売上げが増えているものの、一昨年は4600億円ぐらいと、産業全体から見ると10%強となっております。様々な御議論あるところではございますが、制作会社において、自分たちに落ちてくるお金が少ないのではないかとといった御不満の声もあると理解しております。

一番下のグラフはアニメの制作本数でございまして、こちらは大体300本程度で前後しています。アニメの方は、需要が非常に増えてきているところ、人手不足等もあって、かなり需給が逼迫している状況と伺っております。特に技術のある制作会社ですと、既に2～3年先まで制作の予定が入られない状況にあると伺っています。

制作会社の事業規模も書いておりますけれども、こちらは映画と比較的似たような状況でございまして、資本金5000万以下の制作会社が約8割となっており、アニメにおいても制作会社は比較的小さい事業者となっております。

一方で、制作会社の全売上高の中でアニメ制作による売上高が占める割合を見ますと、割合が90%超と回答した事業者が5割を超えております。

この点は映画と異なっており、アニメの方ですと、かなりアニメ制作に注力している制作会社が多いというところがございます。

以上が概況になります。私どもでアンケート調査等を行い、かなり多岐にわたって、独占禁止法等上問題になり得る行為を整理いたしました。

次にスライド10ページになります。こちらの図を御覧いただきますと、取引段階の階層別に整理をしておりますして、製作委員会と元請制作会社間の取引、元請制作会社と下請制作会社間の取引、制作会社とフリーランスの間の取引ということで、三つの階層に分けて書いています。御覧いただくと、各階層で重複する事項がかなりあります。例えば、取引条件の明示が十分でないことや取引対価が低くなっているということは、それぞれの階層で記載しております。そのため、全ての取引段階を御紹介するのではなく、製作委員会と元請制作会社間の取引について、アニメ分野のみに絞って3点ほど御紹介いたします。

スライド34ページを御覧いただきますと、こちらには取引条件の明示状況について記載をしております。

アンケート調査において、製作委員会から元請制作会社に発注される際に取引条件は明示されているかとの質問に、約98%の事業者が「必ず明示される」又は「概ね明示される」と回答しておりますので、明示自体はほとんどされているところがございます。また、制作委託費や業務内容といった契約の重要な事項については、それぞれ9割超が明示されていることですので、それなりに充実した内容が明示されているところがございます。

他方で、取引条件等が明示される時期を調査すると、「発注された時点が多い」との御回答が約15%、発注後から制作業務開始までの間との御回答が約30%、制作開始後からという御回答が約45%とのことでしたので、制作開始時にきちんと取引条件が明示されているかということ、まだまだ少し課題があるというところがございます。

取適法上及び独占禁止法上の考え方を示しておりますけれども、取適法の適用対象ということになるのであれば、発注に際して直ちに必要事項を明示する必要がありますので、そこは少し課題があるというところを指摘

しております。

他方で、コンテンツ分野はやや特殊なところもございます、発注段階では、例えば脚本や絵コンテといった作品の設計図が完全に固まり切らないこともあるとのこと。そのような場合は発注者と制作会社の間で議論をしながら詳細を詰めていき、その後でようやく費用が分かってくるといった状況もあるようです。そのため、確定した事項については直ちに明示していただいた上で、未定事項については十分に協議をした上で可能な限り早期に定めて、補充書面等により明示していただくことを指摘しています。

次にスライド35ページになります。こちらには、取引対価の設定について記載をしております。

元請制作会社に制作委託費の水準の変化について伺ったところ、大体9割ぐらいの会社が過去10年で制作委託費は上がっていると回答をしております。

また、委託費の額についての交渉の可否について伺うと、約7割の事業者は交渉できたことが多いと回答をしております。

一方で、制作委託費に満足しているかということを伺うと、満足していないという回答が約4割を占めています。その理由としては、「要求クオリティが高くなっている」ことや「制作期間の長期化」、あるいは「物価上昇分が転嫁できない」といった回答がありました。

他方で、製作委員会の方に伺っても、「制作委託費は10年前の倍以上になっている」、「制作会社の交渉力が強くなり、金額を指定されることもある」といったお声も挙がっているところです。

元請制作会社の方からアンケートで伺うと、制作委託費のみによる営業損益を見ると、黒字の事業者が大体4割前後、他方で赤字の事業者が5割から6割と、元請制作会社の収益状況も決して楽な状況ではないということもございます。

現状としましては、制作委託費だけでは赤字の会社も多く、収益性は依然として高くないのではないかと見受けられます。取適法上及び独占禁止法上の考え方としましては、取適法の適用対象となるのであれば、要求ク

オリティの高度化や制作期間の長期化、物価上昇といった状況を踏まえて、通常支払われる対価に比して著しく低い対価が設定されているのであれば、買ったたきとして問題になります。

また、取適法の改正で追加された違反事項になりますが、元請制作会社から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、一方的に代金を決定したりする場合には、協議に応じない一方的な代金額決定として、問題にもなるということを指摘させていただいております。

次にスライド38ページになります。こちらでは追加制作委託費の支払という項目について記載をしています。

コンテンツ業界では、制作会社が制作したアニメや映画がそのまま納品されるわけではなく、「もう少しこの辺りは改善してもらえないか」といった様々なやり取りを経た上で作品が作られていくことも少なくありません。そうしますと制作期間が延長されたり、あるいは制作のやり直しが生じたり、当初想定していなかったような業務が発生してしまうことが往々にしてございます。

アンケートで追加費用が生じた場合の有無を伺うと、約8割の制作会社の方からそのような状況があつたという回答がありました。

そして、その追加費用の支払の有無を伺うと、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い」という回答が大体4割弱程度を占めています。しかし、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答も大体4割程度ありまして、納得できる追加費用の支払い状況は半々程度となっています。

他方で、製作委員会の方に伺うと、制作費増加の要望はしばしばあるため、その都度協議をして取り決めているといったお答えもありました。

取適法上及び独占禁止法上の考え方になりますが、私どもの調査において、元請制作会社の責めに帰さない追加費用が支払われない場合もあるという回答がございます。取適法の適用対象となるのであれば、元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、制作期間の延長等によって追加費用が発生したにもかかわらず発生した追加費用を支払わないということであ

れば、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとして問題になりますと
いうことを記載しております。また、取適法の適用対象でない場合も、優
越的地位の濫用となり得ることを注意喚起しています。

戻りましてスライド11ページになります。昨年12月に映画・アニメの制
作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書を公表しま
して、その後の私どもの対応を3点御紹介いたします。

1点目は、昨年12月に報告書を公表し、独占禁止法等の未然防止の観点
から、製作委員会の構成事業者、制作会社、あるいはフリーランスの関係
事業者団体に対して、報告書の内容を周知させていただいたところでござ
います。

2点目は、コンテンツ業界は多数の関係省庁がおりますところ、関係省
庁と連携して取組の進捗を注視するとともに、報告書において多岐にわた
る行為について指摘をしておりますが、独占禁止法等の違反行為があれば
厳正・的確に対処してまいります。

3点目は、冒頭、新しい資本主義実行計画について御紹介いたしました
が、本報告書の内容を基に独占禁止法等の具体的な考え方を示す指針を策
定して公表する予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見についてお伺いし
たいと思います。

まず、事前に登録された方から順番に御指名いたしますので、御発言を
お願いいたします。御質問の際には該当する資料のページ番号を最初に述
べていただくようお願いいたします。

なお、事前登録以外の方についても御質問、御意見がございましたら、
会場にいらっしゃる方はいつものように名札を立てていただいて、オンラ
インの方は挙手ボタンを押していただいて、御発言希望がある旨をお示し
いただければと思います。

それでは、まず事前登録いただいた武田史子会員、お願いいたします。

○武田（史）会員 御説明ありがとうございました。

令和6年及び7年に実施された「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査」の結果を取りまとめた報告書につきまして、現状の課題が可視化されていて、大変有意義な取組であると理解いたしました。

該当するページはないのですが、追加の要望をさせていただきます。本調査は直近の状況を反映しているにもかかわらず、今後クリエイターの活動基盤を変えかねない生成AIに関する実態が項目に含まれていないという点が気になりました。アニメや映画制作における生成AIの導入は、工程の簡略化を目的としているため、クリエイターの単価の低下を招くリスクがございます。それ以外にもAIの生成物の修正作業に係る負荷や、クリエイターの過去作品をAI学習に利用する際の著作権の整理、あるいは追加報酬のルール形成についても、今後より重要な論点となり得ることが考えられます。そのため、次回以降調査を実施する際に、生成AIに関する取引実態についても調査対象に入れていただきますと大変参考になるのではないかと思います。

以上です。

○片岡取引調査室長 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、今回の調査で生成AIについて非常に深掘りして調査を行ったというわけではございません。一方でコンテンツ分野における生成AIの影響というのは報道等でも指摘されておりますところ、私どももヒアリング等で生成AIについてもお伺いました。映画の実態調査報告書のヒアリング結果の部分に1か所だけ記載しており、生成AIで代替できないところもあるが、委託代金下がっていく傾向があるといった御指摘も頂戴しているところでございます。

ただ、正に御指摘のとおり、今後、生成AIの影響が更に強まっていく可能性があると考えておりまして、現状、直ちにフォローアップ調査を行うことは予定しておりませんが、御指摘のような生成AIの影響も念頭に置いて、状況を注視していきたいと考えております。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして細田会員、お願いいたします。

○細田会員 御説明ありがとうございました。日本商工会議所から来ております細田でございます。

前回のときには芸能界も調査対象だったと思いますけれども、この度の報告書では、幅広い業界においての調査ということで、大変感謝申し上げます。

商工会議所では、かねてよりコンテンツ関連産業の保護・育成に向けた取引及び労働環境の整備を要望しております。特に著作物に関する公正な契約・取引の推進や、クリエイター、特にフリーランスの方々の取引環境整備に関して、今回の実態調査で取引段階別に問題行為と適用法令が整理・公表されたことは、大変有意義なことだと思っております。今後、実態調査の結果を踏まえまして、実効性の高い指針を是非策定いただきたいと思います。

私の姪がクリエイターとして、アニメ制作において絵に色を着けるような仕事に一時就いていたのですが、ほとんど家に帰れないような状態でした。相当過酷な労働環境だったようです。2年か3年ほど勤めて、最終的にどうしても体の調子が悪くなるということで辞めました。本当に一番下の人たちに非常な負荷が掛かっているので、労働環境についてもう少し深掘りをしていただいてもよかったのではないかと感じました。

契約的な部分では今回の調査のとおりだろうと思っております。

ありがとうございました。

○柳川会長 それでは、一言お願いいたします。

○片岡取引調査室長 ありがとうございます。

特にアニメの分野だと思いますが、従来はクリエイターはかなり労働環境が悪いという御指摘もあったところでございます。今回の実態調査においても、制作会社やクリエイターの方にヒアリングいたしました。

確かに現在でも、様々な課題があるのかと思いますが、昨今はかなり人手不足のようであり、クリエイターも正社員化の動きがあるとのこと。また、大分働き方改革は進んでいて、例えば土日であれば会社をクローズしたりする、そうすると、逆に最後の追い上げがすごく大変であるという、制作会社からの御意見もありました。評価は難しいところでございますが、

労働環境や取引環境は改善してきているという印象もあります。

あと、政府全体の会議では、厚生労働省にも御参画いただいているところですので、取引環境や就労環境の点も含めて、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○柳川会長 それでは、由布会員、お願いいたします。

○由布会員 どうも御説明ありがとうございました。

私の方から1点、スライド36ページの著作権等の権利の処理に関する部分です。この部分は非常に御指摘が重要なところだと私は考えております。将来的には今回の調査に基づいて公正取引委員会のガイドライン作成まで視野に入っているのではないかと想像しており、その上でのお願いを申し上げます。

一般に小規模なクリエイターは、著作権や知的財産権の大切さを十分に理解されていない方も現実にはかなり多いと思います。実際にクリエイターのための六法全書のような新書版の本が結構売れております。当該新書は早見表になっているとは思いますが、その程度でございます。このような状況ですのでガイドラインをお作りになるときは、著作権等の権利譲渡に関する事例を簡単に示して頂きたいです。例えば、著作権を簡単に売ってよいと判子をついてしまうと、自分の作品であっても後で自分のウェブサイトはその作品の主人公を載せようと思っても載せられなくなり、X（旧Twitter）への掲載といった簡単なこともできなくなってしまうという点について注意喚起をしていただけるとよろしいのかなと思いました。

以上、お願いでございます。

○片岡取引調査室長 御指摘ありがとうございます。

コンテンツも様々な分野がありますので、分野によって扱いが少し違う面もあるかと思いますが、映画・アニメですと多くのクリエイターの方が一つの作品に関与することも多くあり、よくあるスタイルとして、著作権等の知的財産権について、全て製作委員会に帰属したり、あるいは譲渡したりといった形式になっていることが少なくないと理解をしております。このような方式は、一面において多数のクリエイターの方が関与される映画・アニメの制作において、知的財産権を一元的に管理することで、より

円滑に運営してマネタイズされていくという面があるかと思います。

反面で、正に御指摘があったように、クリエイターの方が自分の作品を成果として、例えば御自身のホームページやSNSに載せる際に、著作権が製作委員会に帰属するような契約をしていると、個別に許諾を取る必要が発生します。製作委員会において対応いただけるのであればいいのですが、必ずしもうまく対応いただけないところもあって、不満の声もあると承知をしています。

クリエイターの方もベテランであればそのような状況もよくご存じかと思いますが、そのような事情をよくご存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、映画・アニメにおける著作権の状況について分かりやすい記載をガイドラインの策定において検討してまいります。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、野原会員、お願いいたします。

○野原会員 野原です。

今回の調査は、ヒアリングとアンケートを組み合わせることで適切に可視化されていて、大変質の高い調査をしていただいたと感謝申し上げます。その結果を基に、公正取引委員会として、あるいは独占禁止法関係の政策として、何ができるのかが丁寧にコメントされていて、大変参考になりました。ありがとうございました。

コメントは1点です。スライド52ページについて、アニメ産業の市場規模推移でも言及されたように、最近海外比率の拡大が著しく、10年で2倍以上の市場規模になり、配信サービスが増えており、配信の市場はこの5年程すごい勢いで伸びています。このように、事業環境の変化が非常に速いので、変化をできるだけ速やかに先読みをしながら、適切な事業環境になるよう、制度改定やガイドラインの作成を行っていただきたいということです。

例えば、スライド52ページでは、動画配信事業者と製作委員会や元請制作会社といった制作側との関係をいかに対等にするかということが記載されています。この点について、契約の形には大きく分けて2種類ありまして、フラット型の契約と、成果報酬型で配信量に応じて金額が変わるタ

イプがあります。特にフラット型の契約の場合に、プラットフォーム側がどれだけ配信されたのかという視聴回数の情報を制作側に開示していない場合があるという課題を、取りまとめていただきました。この点は重要な観点だと思っております。上記の行為は確かに違法な行為ではありません。どんなに多く配信されて、大きな収益をプラットフォーマーが上げたとしても、制作側には当初契約した代金のみが支払われます。事前に合意された契約であるため仕方ありません。

しかし、次回作の契約時には、前作の実績を制作サイドがきちんと踏まえた上で交渉できないと、対等な立場とは言えないと指摘していただいております。こういった一つ一つの契約関係の中に出てきている新たなひずみを今後もしっかりと指摘していただきたい。また、どのような契約をすることが望ましいかをガイドライン等にしっかり書き込んで、動画配信事業者と制作サイド、あるいは元請制作会社や製作委員会と、より個人に近いクリエイターの契約が対等な関係となるように、今後も制度を改善し、良いガイドラインを作っていただきたいと思います。

スライド52ページについて何か追加でコメントいただくことがあれば、お願いいたします。

以上です。

○柳川会長 ほかの発言を受け取ります。

もうよろしいですか。オンラインで御参加の方、もしあれば挙手いただければと思います。

山下会員、お願いします。

○山下会員 ありがとうございます。

非常に詳細な切り口で詳しく調査していただいて、ありがとうございます。

あえてですが、こちらの問題の入口が新しい資本主義のグランドデザインということだったので、新しい視点として意見を述べます。日本国内での弱い者いじめのような視点で調査していただいたことは非常によいのですが、海外に出ていく際には、海外の競争法との競合といいますか、事情のすり合わせという視点も入ってくるのかと思います。

今回はこの中身で良いと思うのですが、例えばE Uだと、排他的取引をしてはいけないとか、ある地域で独占的な配信をしてはいけないといったルールがあると思います。

一方で、現在、サウジアラビアがすごくアニメ産業に力を入れていて、日本のアニメ制作会社を誘致する事態も起こっています。サウジアラビアは国家がたくさんお金を出して全てのチャネル、配信や制作について全部1個のコングロマリットみたいな形で契約をしています。サウジアラビアのアニメ産業において、例えば30年契約でこの配信をとある事業者にお任せするとなると、1個のコングロマリットで全部取られてしまうため、全然日本と違う環境の中のIP管理が行われています。

日本国内では弱い者いじめのような話になるのですが、海外の環境の中では製作委員会自身の足腰の弱さも問われてくると思いますので、もしかしたら非常に労力が掛かる調査になってしまうかもしれませんが、視野に入れていただけたらと思います。

○柳川会長 それでは、まとめて手短にお願いいたします。

○片岡取引調査室長 山下会員の御指摘について先にお答えさせていただくと、各国間の競争法という視点もあろうかと思うのですが、それに限らず、私ども政府全体でコンテンツ産業活性化戦略を進めておりますので、正に御指摘のあった、例えばサウジアラビアとか、あるいは他の国に行くときに、米国の大手プラットフォームだけではなくて、我が国の配信プラットフォームみたいなものをどのように育成していくのか、あるいは、ローカライズしていくためにどのように対応していくのかといった点も含めて、政府全体で様々な議論を進めているというところでございます。

野原会員の御指摘については、加えてそれほど申し上げることはないのですが、報告書を踏まえて指針を策定していくということでございますので、御指摘を踏まえて指針を検討していきたいと考えております。

○柳川会長 ありがとうございました。

次の議題に入りますけれども、「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」の話は非常に重要なことだと思っております。昨日も知財本部で会議がありましたけれども、新しい資本

主義実現会議から始まった話ではあるのですが、現在の高市政権の下でも成長戦略ということで、このコンテンツビジネスは非常に大きな柱になっております。その中で、独占禁止法、競争政策が果たす役割は、別にプレーキだけではなくて、成長のためにも非常に重要だと思いますので、報告書を踏まえて良いガイドライン作っていただくというのは非常に重要だと思います。

ただ一言だけ、野原会員からお話があったことですが、やはり変化が激しく、本日の話の中でも労働力について、かなりの長時間労働でこき使われていると思ったら、今度は全部生成ＡＩに仕事を取られてしまってもう仕事がないというような形になる可能性もあったり、あるいは海外のプラットフォームが入ってきてプラットフォーマーが全く違う競争力を持って産業構造を変えてしまったりとか、様々なことが変わっていく可能性がある業界でもあると思います。それらを全部前広に織り込んでいくことは難しいとは思いつつも、できるだけそのようなことを見据えていただいて、その上で根幹となるような競争政策上の問題点をしっかりとガイドラインで手当てしていただければと思います。あとは、多少柔軟にガイドライン変えていけるように、もしかすると１年後は状況が全く変わるかもしれませんので、少し柔軟な改定ができるような構造にさせていただくことが重要かと思います。

ありがとうございました。次の議題に移らせていただきます。

次の議題は「令和６年度における企業結合関係届出の状況及び最近の主要な企業結合事例について」です。奥村企業結合課長から御説明をお願いいたします。

○奥村企業結合課長　ありがとうございます。企業結合課の奥村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、令和６年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例、また、最近の公表事例等につきまして、簡単に御説明いたします。

資料ですが、右上の資料番号232－２という資料でございます。

スライドの２ページから４ページで、企業結合規制の概要について、簡

単に御紹介したいと思います。

最初に２ページでございますけれども、企業結合審査の基本的な考え方を記載しております。

企業結合、つまり、株式保有、合併、事業譲受けなどによって複数の会社が結合することで、市場における価格を自らの意思で自由にコントロールできるようになるなど、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなる場合、独占禁止法はそのような企業結合について禁止をしています。

ただ、企業結合審査を行った結果、競争上の問題があったとしても、当事会社においてそれを解消する措置を採るという場合には、その企業結合については容認しています。

また、事前届出義務という記載がありますが、競争上の問題が生じない企業結合がほとんどであるということや、企業結合は事後的に解消することが難しいといったことなどから、国内売上高が一定の額を超えるなど一定の要件を満たす企業結合について、事前届出制度を設けて審査を行う仕組みとしています。

その届出基準につきましては３ページに記載していますが、詳細については割愛いたします。

４ページに企業結合審査の流れを記載しております。事業者においては、任意で届出前の相談をすることが可能となっております。そして、届出が一旦受理されますと、そこから３０日間は企業結合を実行してはならないということになっていまして、この３０日間において、公正取引委員会が第１次審査を行うということになります。この第１次審査において競争上の問題がないと判断された場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行って、審査終了ということになります。

他方、更に詳細な審査が必要と判断される場合には、審査に必要な報告等を要請し、第２次審査を開始して、より詳細な審査を行い、独占禁止法上問題がないか否かを判断するという流れになっております。

次の５ページでございますけれども、令和６年度における企業結合の届出状況を記載しております。

令和6年度の届出受理件数については、表の右上に記載の437件でございます。現在の届出制度となった平成22年以降で最多の件数となっております。これらの届出のうち、第1次審査終了前に届出が取り下げられた14件を除く423件が第1次審査で終了しております。つまり、令和4年度から令和6年度まで、正確には令和7年12月に第2次審査に移行した案件が出るまでの間、第2次審査に移行した案件はなかったというような状況でした。

6ページでは、令和6年度における主要な企業結合事例として、どのような事例を掲載しているかを記載しております。具体的には、デジタル関連、運輸関連、製造業関連、小売業関連と、幅広い分野の事例を掲載しております。

また、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上問題ないと判断した事例、第三者からの情報・意見の募集を行った事例、内部文書の提出を求めた事例、経済分析結果を紹介している事例、また、海外当局と情報交換を行いつつ審査を進めた事例を掲載しています。

7ページでございますが、それぞれの事例について、企業結合の類型、問題解消措置の有無、経済分析等の実施の有無など、審査手法の特徴について整理しております。

例えば、事例3のクボタによる日本鑄鉄管の株式取得の事例では、当事会社グループ間における情報遮断措置の履行を監視するため、トラスティの選任が問題解消措置に含まれているほか、効率性の向上についても考慮されました。

事例6のシノプシス・インクによるアンシス・インクの買収事案では、第三者からの情報・意見の募集、内部文書の活用、海外当局との意見交換等を行っております。

事例9のANAホールディングスによる日本貨物航空の株式取得の事例では、経済分析についても実施しました。

次の8ページですが、今申し上げた内部文書や経済分析の活用につきましては、下の表にございますように積極的に活用いたしました。

スライドの9ページから21ページでございますけれども、令和6年度の

11事例の概要をまとめたものを掲載しております。

事例集の本体につきましては170ページ程度の非常に大部なものということでございますので、令和5年度の事例集から、このような概要をまとめたものも併せて公表しているところでございます。

また、スライドの22ページから29ページでございますけれども、令和7年度において、これまで公表した5事例の概要をまとめたものを掲載しているところでございます。

令和5年度及び6年度の事例の中から2件、具体的にはスライドの11ページの「事例3」、また26ページの「最近の事例3」の概要を、簡単に御紹介したいと思います。

それでは、スライドの11ページです。

事例3のクボタによる日本鋳鉄管の新設製造子会社の株式取得の事例を御覧いただければと思います。

まず、本件の概要としましては、日本鋳鉄管がダクタイル鉄管の小口径管の製造子会社を新設いたしまして、そこにクボタが19.9%の出資を行うというスキームとなっております。

この新設製造子会社でございますけれども、コークスを使用する従来のキュボラ炉ではなく、二酸化炭素の排出量を大幅に削減できる電気炉を用いてダクタイル鉄管を製造するという会社でございます。そして、この新設子会社に対して、クボタは小口径管のダクタイル鉄管の上工程のみを委託し、日本鋳鉄管においては全ての口径のダクタイル鉄管の全工程を委託するということにしています。つまり、クボタは半製品を新設子会社から仕入れて、それを自社で完成品にして販売するということになります。一方で、日本鋳鉄管は完成品を仕入れて販売するということになります。

次に、一定の取引分野の画定ですが、本件では、特に当事会社間で競合しているダクタイル鉄管の小口径管について検討を行いました。

そして、本件行為が競争に与える影響につきましては、競争者であってシェア30%を有する事業者からのけん制力が認められること、当事会社グループ間でコストが共通化されるのが上工程のみで、当事会社グループ間で販売価格等の機微情報の共有を遮断するといった問題解消措置を前提と

すれば、完成品の販売競争が一定程度維持されるといったようなこと、隣接市場からの競争圧力、そして、二酸化炭素の大幅な排出削減という効率性の向上が認められることなどを総合的に考慮いたしまして、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものではないと判断いたしました。

効率性の判断に当たっては、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」、いわゆる「グリーンガイドライン」に沿って、効率性の観点から、企業結合に固有の効率性向上であるか否か、効率性の向上が実現可能であるか否か、また、効率性の向上によって需要者の厚生が増大するものであるか否かを検討いたしまして、本件では業務提携等其他の方法では同等の効率性は達成困難であることなどから、効率性の向上が認められると判断されました。

また、本件では、先ほど申し上げた当事会社グループ間での機微情報へのアクセス制限等の措置の履行監視に当たりまして、第三者を監視受託者として選任することも問題解消措置の中に含まれています。

次にスライドの26ページです。DCMホールディングスによるエンチョーの株式取得についてです。

本件は、ホームセンター業とDIY用品販売業を営む事業者同士による企業結合でして、競争が店舗単位でも行われているということで、地理的範囲については、各店舗から半径5キロメートル以内と画定いたしまして、競争を実質的に制限することとなるか否かを検討したところでございます。

なお、このような地理的範囲の画定でございますけれども、携帯電話事業者が提供する位置情報データ、つまり人流データを分析したところ、店舗訪問者のうち大半がこの5キロメートル圏内に居住している方でしたので、各店舗から半径5キロメートル以内といった地理的範囲の画定は妥当とされました。

次に、競争の実質的制限の検討ですが、当事会社グループの店舗に対する競争者店舗からの競争圧力を評価するに当たりまして、こちらも人流データに基づいて、推定される消費者の買い回りの範囲を踏まえて評価を行いました。例えば、商圏内の居住者で当該商圏内のホームセンターを利用した人のうち、同じ商圏内にある競争者店舗を利用した人の割合を推計い

たしまして、競争者店舗による競争圧力を評価するといったようなことを行いました。

このような競争分析の結果、本件では、愛知県豊橋市地域の3商圈について、当事会社グループの店舗に対する競争圧力が認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断されたところでございます。

一方で、当事会社グループの方から、この愛知県豊橋地域の3商圈に所在する当事会社グループ店舗のうち、ジャンボエンチャー豊橋神野店というお店の土地・建物に関する賃借権のホームセンターバローへの譲渡や、モニタリングトラスティを選任いたしまして、履行状況を監視させるという問題解消措置の申出があったところでございまして、このような問題解消措置を前提とすれば、本件については、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断されたというところでございます。

最後に、スライドの30ページ以降で企業結合審査に関する最近の広報活動について紹介しております。

特に31ページでは、昨年6月に、「この一冊で企業結合審査が大体分かる」ということをコンセプトにいたしまして、御手元に配付させていただきました「企業結合審査ガイドブック」を作成し公表したところでございます。企業結合審査の概要のほか、手続の流れなど、図を用いて分かりやすく網羅的に解説しておりまして、我々が行っているセミナー等においても配布するなどして、積極的に活用しております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

このガイドブックはとても有効だと思いますので、皆様に御活用いただければと思います。

この議案に関しては事前登録を頂いた方はいらっしゃいませんので、御発言希望の方は名札立てていただくか挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉田会員 どうもありがとうございます。

大変詳細に御説明いただきまして、ありがとうございました。

今回のことに限らず企業結合につきまして、今までどちらかというと、やはり水平的なケースが非常に競争制限ということにおいては重要とされてきたかと思うのですが、最近多く出ているのが水平に限らず垂直のケースとか、あとは混合のケースです。

若干前ですが、例えば、グーグルとフィットビットの事例がありました。グーグルという巨大なプラットフォームに対して、それに関連する市場に関わるフィットビットが企業結合するという事例があった場合に、どれだけ競争が制限されるか審査されました。このケースは、フィットビットのシェアが大きいわけではないので問題はないということになると思われますが、グーグルが巨大であるために、何らかの影響があるかもしれません。

これはお願いですが、この事例のように、垂直のケースや混合のケースについてもこれから注目していただきたいというのが1点でございます。

それから、質問ですが、グーグルとフィットビットの例ですと、フィットビットの競争力を維持するために、競争相手に対してグーグルの技術情報を出さないというようなことがないようにすることは重要かと思います。実際の審査結果を見ますと、このような点についても考慮されておりました。そこでお聞きしたいのは、このような点について、どのような形で継続的に注視していくのでしょうか。グーグルとフィットビットの事例は一例ですが、様々な分野で継続的な注視の仕方というのをどのようにされるのかということをお聞きしたいと思います。

○柳川会長 どうぞ、お願いします。

○奥村企業結合課長 御指摘ありがとうございます。

例えば、グーグルとフィットビットの事例のように海外市場において行われるような企業結合につきまして、仮に日本の届出基準に該当しない場合であっても、我々としては報道等を含めて注視しているところです。また、買収の価格が例えば400億円を超えるような事例や、そういった事例で、かつ日本の競争市場に影響を与えるような事例につきましては、公正取引委員会としても審査を行う方針を明らかにしておきまして、引き続き、海

外事業者の事例についても注視していきたいと考えております。

また、垂直や混合関係についても、競争に与える影響をしっかりと審査していきたいと考えております。

問題解消のための措置等について、どのように注視しているのかという御質問ですが、例えば、先ほど御説明させていただいたような、モニタリングトラスティを選任していただき、そのモニタリングトラスティに監視を行ってもらうといったようなことをしています。また、当事会社の方から、問題解消措置について、定期的実施状況の報告を受けるといったようなことを通じて、継続的に監視を行っているところでして、問題解消措置がきちんと実効性をもって行われるよう努めています。今後も、トラスティの活用等も含めて、問題解消措置の実効性の確保に努めていきたいと考えております。

○柳川会長 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。

私から一つ感想と、一つ御質問をします。

一つは、DCMホールディングスの話は、人流データを活用して地理的範囲の画定をされているというのは、デジタルデータの活用という意味ではとても新しい、良い取組事例なのではないかと改めて思いました。

直接本件とは関係ないのですが、大分届出件数が増えてきて、5ページ見ると、令和2年度からするともうほぼ倍増なので、私が心配することではないかもしれませんが、やはり相当、人手と労力が掛かると思います。今後おそらく、M&Aの件数がますます増えてくることを考えると、届出件数もますます増えてくるのが予想されるのですが、その辺りの人員の確保が大変だとか、予算が欲しいとか、何か要望はありますでしょうか。どなたからでも結構ですが、教えていただきたいです。

○奥村企業結合課長 ありがとうございます。

体制の強化につきましては、我々としても、引き続き強く要望していきたいと考えているところでございます。

届出件数については、令和7年度におきましても非常に多い状況が続いております。体制の強化に加え、先ほど御説明させていただいたような人流データとかデジタルの活用による業務の効率化についても努力していき

たいと考えている次第でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

すみません、聞きにくい御質問をしました。ですが、いずれにしても、おそらくこれからどんどん届出件数が増えてくると思いますので、ますます重要度が高まる仕事だと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は「経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の考え方」についてです。岩下経済取引局総務課長から御説明をお願いいたします。

○岩下経済取引局総務課長 経済取引局総務課長の岩下でございます。

ただいま御紹介いただきましたように、経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の基本的な考え方について御説明いたします。

御案内のとおり、昨今、世の中の情勢が緊迫しているというようなところがございます。最近、非常に重要な政策課題になってきたものの一つに、経済安全保障という問題がございます。公正取引委員会では、昨年11月20日に「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」と「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表いたしました。

本日は、御手元の資料として、この基本的な考え方と事例集を1つにまとめておりまして、23ページ以降が事例集となっております。

まずはスライド25ページでございますが、この事例集あるいは基本的な考え方の公表に至るまでの経緯を記載しております。

令和7年4月に開催された経済産業省の有識者会議におきまして、経済安全保障の観点から、事業者間で様々な情報交換や連携・再編を行いたいが、独占禁止法に違反しているのではないかという漠然とした懸念を事業者が持っているため、事業者同士の対話が萎縮してしまっているのではないかというような論点提起がなされたことが検討の起点となっております。

その後、私どもが経済産業省から相談を受けまして、引き続き令和7年11月20日に開催された、先ほど申し上げた経済産業省の有識者会議において、基本的な考え方と事例集を御説明し、公表いたしました。

後ほど御説明いたしますけれども、事例集の方は経済安全保障に関連する想定事例というようなことで、経済産業省と国土交通省から提示された15の事例について、提示された内容を前提に、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示したものとなっております。

また、基本的な考え方の方は、事例集の理解に資するように、総論というような位置付けのものでございます。

まずは基本的な考え方の方から少しお話をさせていただきます。基本的な考え方からは、事業者が行う情報交換についての基本的な考え方、経済安全保障という文脈で現在一番問題になっているレアアースなどの重要原材料の調達途絶が発生した緊急時における情報交換や共同調達等の共同の取組について御説明させていただきます。また、経済安全保障の観点から企業結合が必要だというような話もございますので、企業結合審査のポイントについても少し御説明させていただきます。その後事例集から代表的な事例を幾つか御説明させていただきます。

資料の4ページを御覧いただければと思います。

こちらは情報交換に関する基本的な考え方を記載したものであります。事業者等が共同の取組ですとか企業結合を検討するに当たって、相互に事業活動に関する情報交換が必要になるという場合において、どう考えたらよいかということです。

まず、価格や数量といった、極めて重要な競争手段である事項に関する情報交換が行われておらず、それ以外の情報交換というようなことであれば、通常は独占禁止法上問題になることはありません。

また、価格や数量といった重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、交換する情報が共同の取組あるいは企業結合の検討や実施に当たって、合理的に必要な範囲のものに限られていて、かつ、例えば、内部できちんとクリーンチーム等をつくっていただくといったように必要な情報遮断措置が講じられている場合であれば通常問題にはならないということに記載しています。

他方で、必要な情報遮断措置が講じられずに、何か漫然と情報交換、特に価格や数量といった重要な競争手段に関する情報交換というようなこと

が行われた場合には、将来的な価格についての共通の意思が形成されることもありますので、そのような場合には問題になるおそれがあるということでございます。

次に5ページでございますけれども、こちらは調達途絶の問題でございます。

こちらでは特にレアアースをイメージしておりますが、重要な原材料が調達途絶に直面しているという時に、情報交換や共同の取組をしたいという声があるという話でございます。

こちらは、事業に不可欠な重要原材料について、経済安全保障の確保を目的に、国際情勢の著しい変化とか外的ショックによる調達途絶、震災のときもそのような事態がございましたが、震災のような形で実際に深刻な調達途絶が発生してしまった場合に、どのように考えればよいのかというものでございます。ここでは、現に調達途絶が発生した、いわゆる緊急時の場合と、それから、調達のリスクに備えた平時の場合ということで、二つに場合分けをして考えております。

まず、調達途絶が発生した緊急時でございます。

緊急時に安定調達の確保が必要だということであれば、基本的には、まず問題にならないということを書いております。ただし、重要原材料の著しい不足が深刻な期間に限定してくださいということでございます。また、必要な情報に限って情報交換していただくことが大事であると考えております。

現に調達途絶が発生した場合はある意味分かりやすいのですが、そのような場合でなくても、現時点では余り世の中で明らかにはなっていないが、そのリスクがもう目の前まで迫っているという場合もございます。実際に調達途絶が発生した場合に準じるような状態にあると政府として認められるような状況であれば調達途絶が発生している場合と同じように扱ってよいのではないかと考えているところでございます。

それから、調達途絶のリスクに備えた平時の情報交換・共同の取組でございます。

こちらは、例えば、重要原材料を調達するときの調達市場における参加

事業者の購入シェアが低かったり、その原料を使って生産する製造物・販売物の市場における市場シェアが余り大きくなかったり、製造コストに占める重要原材料の調達コストの割合が低い場合には、通常はあまり問題にならないということです。

次に、少し企業結合審査のお話をさせていただきます。16ページになります。

御案内のとおり、公正取引委員会では個別の企業結合事案について、独占禁止法に基づいて企業結合ガイドラインというものを公表しております。企業結合ガイドラインの考え方に沿って普段の企業結合審査をしているところでございます。

16ページは、日本の企業結合ガイドラインでは、様々な考慮要素を掲げているということを御紹介しております。外国事業者からの競争圧力や、隣接市場からの競争圧力、あるいは需要者からの圧力などの様々な競争圧力がある中で企業結合をして本当に問題になるのかどうかというような考慮要素を多数掲げております。これらは欧米の企業結合ガイドラインでは明示されていないようなものも結構挙げられており、かなり経済実態等を踏まえた企業結合審査の実施に努めているところでございます。

企業結合について何でもかんでも駄目だと言われるのではないかと心配をされている方もいらっしゃるかもしれないので、そのようなことはないという話でございます。

次に19ページでございますけれども、過去の企業結合事例でございます。

市場シェアが100%になっても企業結合が認められた事例を記載しております。シェアが高ければ一律に駄目であると思われるかもしれないので、必ずしもそういうことではないということです。

それから、海外企業との国際競争に直面しているような市場が国際的なものになっている企業結合案件については、国内で寡占的な企業同士の企業結合であっても問題にならないと我々は判断しているという御紹介でございします。

それから、21ページでございます。

こちらは、先ほど様々な考慮要素というのをガイドラインに記載してお

りますとお話をいたしました、そのような各要素を重視して、きちんと認めた事例は具体的にあるという御紹介でございます。

以上、基本的な考え方に記載している内容でございます。

続きまして、事例集の方の御紹介でございます。

こちらは23ページでございますけれども、クレジットとして公正取引委員会と経済産業省と国土交通省の三つを並べております。これは先ほど申し上げたとおり、この事例集に15の事例が掲載されているわけですが、その15の事例というのは、経済産業省と国土交通省から提示いただいたものでして、それに対して私ども公正取引委員会の方で独占禁止法上の考え方を示したという形式になっているというものでございます。

情報交換のお話、それから共同行為のお話、企業結合のお話をしておりますけれども、この事例集も大まかにそういう三つのカテゴリーに分けて掲載しております。それぞれ代表的なものを御紹介させていただきます。

いずれにいたしましても、事例集はかなり抽象的なものでございまして、最終的な独占禁止法上の判断は個別具体的な事案ごとにその事実関係をきちんと評価しなければ下せないというところはもちろんございます。

それから、事例集は飽くまでも私どもが独占禁止法の観点から述べているものでございまして、そのほかの様々な法規範や、海外の法規範についてもきちんと目配りをしておく必要がございます。事例集の表紙において、この点について御留意いただきたいと記載しております。

情報交換の関係で、29ページの事例を御紹介いたします。こちらは、業務提携や買収提案に関する情報交換についての話でございます。

こちらは、海外の事業者から国内事業者に対して業務提携や買収の提案がなされている事態を想定しております。そのようなときに、このような海外の企業からの話を受けても問題ないのかということを、他の事業者と情報交換等したいが、情報交換したら独占禁止法に抵触してしまうと考え、情報交換ができないまま海外の企業に買収されてしまうというストーリーでございます。

こちらは、電子機器や高機能素材などの業界を想定しているものでございます。

この場合の考え方でございますけれども、事例の次のページである30ページに考え方を記載するという作りになっております。

事業者が海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けたという事実について、他社、他の競争事業者、あるいは行政庁や業界団体等との間でこのような話が来たという情報交換をするということ自体は通常独占禁止法上問題とはならないというものでございます。何かM&A自体の中での秘密条項等の問題はまた別途あるのかもしれませんが、独占禁止法上問題となるというようなものではございませんということでございます。

次に31ページでございます。

こちら電子機器や高機能素材といった業界を想定しているものですが、日本が優位性を持つ技術について、そのような技術が海外に流出してしまうと望ましくないという話でございます。流出を防ぐべき技術の範囲について情報交換をするということにおいて、流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類、あるいは用途といったものについて、業界団体や他の事業者や所管省庁等との間で情報交換をしたり共有したりすること自体は通常問題にはなりません。

しかし、話し合って、技術の内容や技術水準自体を決めてしまう等の行為は、正にイノベーションを止めてしまうというような話になりますので、そうなると問題になります。そのため、気を付けていただきたいというものでございます。

次に、重要原材料の調達に関する情報交換でございます。41ページでございます。

国内メーカーの事業に不可欠な重要原材料、例えば重要鉱物といった他国からの輸入に依存している重要原材料を想定しております。重要原材料について、国際情勢の著しい変化等のショック等により調達途絶が発生しているような場合について、基本的な考え方の方でお話をしたものでございます。

本事例は（１）と（２）の二つの場合に分けております。（１）は実際に調達途絶が現に発生している、あるいはもうほぼ発生しているに近い状態にあるというような場合です。それから、（２）はそのリスクに備えて

いるという平時の状態というようなことでございます。

緊急時の情報交換・共同調達につきましては、差し迫った状態にあるということであれば、その原材料の不足が深刻な期間に限って、事業者の間で調達数量や調達先といった必要な情報に限って情報交換を行うことや、必要な共同調達を行うことについては独占禁止法上問題とはならないということを書いております。

それから、将来のリスクに備えた平時であるときの情報交換、あるいは平時であるときのリスクに備えた共同調達といったものにつきましては、こちらも必要な範囲で、かつ必要な情報遮断措置が講じてあるのであれば、基本は問題とはならないということでございます。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、きちんと情報遮断等をせずに、漫然とやると危ないので気を付けていただきたいということでございます。

最後に、59ページになります。

企業結合関係でございます。国内で寡占的な事業者が統合や合併をするようなケースというものでございます。

ここで想定しておりますのは、想定例としておきながらかなり具体的な話になってくるのですが、造船や船用工業でございます。

先般、造船に関して企業結合審査の結果を公表した事例がございます。具体的には、そのケースを想起していただければと思います。グローバル市場における競争にさらされていて、もう完全に市場が国内だけでなく国際的な市場になっている状況です。そのような中で、国内で寡占的な事業者であっても、市場ということで考えれば海外に極めて有力な事業がいるという状況にある場合というのは時々ございます。そういうときに、国内の事業者について、国内だけを見たら寡占的だからというようなことで合併できないのかというと、必ずしもそのようなことはございません。グローバル市場で判断した場合に問題にならない場合があるという事例の紹介ということで記載しているものでございます。

事例集は概要図を使いながら上記のような事例を15個並べて紹介しています。本当にお困りであれば事例集を参照して、必要な事業活動を行って

いただきたいということで御用意したというものでございます。

最後になりますが、公正取引委員会では従前から、事業者や事業者団体が自ら行おうとする行動について、その個別具体的なものが独占禁止法上問題になるかどうかということで、相談というのを常に受けています。優越的地位の濫用に関する相談は現在、年間で非常に多くの件数がございしますが、優越的地位の濫用以外の相談も年間1,000件以上対応しているというのが実際でございます。

私どもとしては、経済安全保障がかなり深刻な状況の中で、事業者が余計な心配をしてしまうことは避けたいと思いますので、このような事例集を積極的に周知し、相談にも積極的に対応していきたいと考えております。その不安を解消して、予見可能性の一層の向上にこれからも努めてまいります。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

まず、事前登録リストにある武田史子会員からお願いいたします。

○武田（史）会員 御説明、どうもありがとうございました。

本件は、政府が進める経済安全保障政策と公正取引委員会が堅持している公正かつ自由な競争を両立させるための指針として、非常に重要であると認識しております。

この資料は日本の独占禁止法に基づく整理にとどまっていますが、経済安全保障は本来グローバルな文脈で捉えられている課題であると思います。例えば、日本企業が同盟国とのフレンドシェアリングの一環として共同行為を行う際に、日本の当局が容認したとしても、海外の競争当局からカルテルとして摘発されるようなリスクもないわけではありません。

資料の23ページには「海外競争法や他の規律についても留意する必要がある」と書かれてありましたので、基本的には、企業自身でチェックすべきという立場を取られているのでしょうか。あるいは、海外当局との間で国際的な執行の調整、判断基準の整合性の確保に向けた検討や連携は行わ

れているのかという点について、御教示いただければ幸いです。

○柳川会長 では、お答えをお願いします。

○岩下経済取引局総務課長 ありがとうございます。

武田会員のおっしゃるとおりでございます。

まず、海外の競争法や競争法に限らない、関税関係等も含めた様々な国内外の規律・措置があろうと思います。「海外競争法や他の規律についても留意する必要がある」と資料の23ページに記載しておりますのは、武田会員がおっしゃるとおり、事業者の皆様にはまずは気を付けていただきたいというメッセージでもあります。

他方で武田会員がおっしゃるように、海外当局とコンバージェンスの確保を進めていく考えはないのかという点につきましては、私どももやはり、日本でこのような取組をしているということを、海外の競争当局等にもいろいろ知っていただくことが重要であると思っております。現在、様々な場面での海外の当局との意見交換や国際会議の場などでこの事例集や考え方を公表しているということを知っていただくといったことを少しずつ取り組んでいるところでございます。

それぞれ各国に主権がございますので、各国の執行が全て揃うということとはなかなか難しいのかもしれませんが、それぞれの国がその国の実情に応じた形で、我々の取組も参考にさせていただければよいと思います。また、海外でもっと変わった取組がされているのであれば我々も参考にしたいと考えております。

○柳川会長 それでは、続いて細田会員、お願いいたします。

○細田会員 どうも御説明ありがとうございました。

経済安全保障の分野は非常に裾野が広いので、どれを取り上げていいのは非常に難しいところだと思いますけれども、御説明にもありましたように、レアアースの問題や最近ですと石油の問題など、それこそ一企業では対応できないような問題というのが出てきております。そのような中で一定程度は国が主導しながらも、この辺りの問題を解決していく必要があるのではないかと思います。特にいわゆる地政学リスクの高まりというのが今後も続いていく中で、このような事例集や考え方を出示していただいた

ということは、企業にとって非常に有り難いことだったのではないかと思います。

それからもう一つ、高市政権の中でもって責任ある積極財政ということを含んでおっしゃっています。この「責任ある」というのは、国が責任を持ちながらの積極財政であると理解しているのですが、その責任ある積極財政の中には成長投資と危機管理投資という二つが大きな項目としてはあると思います。

危機管理投資の方は、どちらかというところ公共事業に近いものが多いのではないかと思います。特に日本の高度成長以降、いわゆる公共のインフラが整備し切れなくなっていて、去年でしたか、陥没事故が起きるなど、日本中でもあちこちで陥没事故が起きているようです。そのようなものに対する投資ということも、国だけではなくて行政単位でもって、もっと積極的に行っていくということがあると思います。そのようなことが起きると、どうしても談合が起これるわけなのですが、その辺りに対して余り民間事業者が萎縮するようなことがあってもいけないし、公共投資などのインフラの整備が極端に遅れてしまうというのも国にとってはマイナスだと思います。その辺のところも何かガイドラインのようなものができたらよりよいのではないかと考えて聞いておりました。

以上でございます。

○岩下経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

二つ目のお話は経済安全保障と外れるかもしれませんが、私が在席しております経済取引局総務課で、企業のコンプライアンスの関係の業務を行っているのと同時に、発注機関の官製談合防止に関するコンプライアンス活動についての支援も行っているところでございます。

細田会員がおっしゃるように、政府で様々な投資や公共事業を行っていくときに、やはり、それが危機管理とか成長とかに向けた投資だったとしても、その発注の段階で競争が求められているような発注方法である場合には、談合はしてはいけないというところはございます。そのような面では、競争入札ではない方法による投資というのも様々あると思うのですが、そのようなところはともかくとして、競争入札が行われているよ

うな場面では、価格だけではなくて、物の品質でも積極的に競争していただき、それによって良いものを作っていただくということが大事なのではないかと思います。

しかし、そのようなときに発注者が何か業者に唆すようなことを行っているのは困りますので、発注者がしっかりと法令を遵守していただきたいと考えております。現在、私どもも様々な場面で研修や実態調査を行っているところですので、そのようなことのないようにしっかり見ていきたいと思っております。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして由布会員、お願いいたします。

○由布会員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。

2点ほど、抽象的になるかもしれませんが、質問させてください。

まず、1点目です。経済安全保障の問題は本当に難しいと資料を拝見していています。実際に災害が起きたとき、例えば、南海トラフ地震やそれに匹敵するような、日本にミサイルが落ちてしまうといった一種の戦争状態のような場合でしたら何となく分かるのですが、普通の平時において国際情勢の変化や地政学的原因で原材料が手に入らないとか、技術を出さなければいけない事態にどう対応するのか、とても一企業で判断し切れない問題が非常に多いだろうと思います。そうすると事業者の皆さんはコンプライアンスの問題だと考え弁護士のところに相談に来られますが、弁護士も対応に苦慮します。例えば、技術流出について、精密機械だけではなくてシャインマスカットや和牛もあるわけです。経済安保相談窓口という名称では余りに生々しいので、もう少し柔らかく、例えば、経済危機管理御相談窓口といった名称の専門窓口を設けていただいて、これまでの国内での独占禁止法とは違う国際経済や地政学といった知見のある方も外部からお願いして、御相談できるような窓口が欲しいと思いますが、そういうことは可能でしょうか。

2点目です。現在の国際経済の状況は毎日変わります。トランプ大統領が昨日言ったことと今日言ったことが違うということもあります。このよ

うに何かが変わり続ける状況の段階で、とても普遍的な解決というのは難しいのですが、なるべく迅速に対応しなければいけない場面が企業活動の中でも多分出てくるのだらうと思います。みんなで集まってしまっても問題ないのか、みたいなこともあるのだらうと思います。そのような場合に備えて、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」の一部は、今までのガイドラインとは異なり、状況の変化に合わせて素早く変更していけるようなものにしていただきたい。法的安定性ということも非常に大事なので、そんなに毎日変えられるかという問題はあるかと思いますが、現在の実情に合わないとなると非常に困るため、やはり、定期的な見直しとか、迅速な変更とか、一部変更でいいと思うのですけれども、お考えになっていただけるでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○柳川会長 お願いいたします。

○岩下経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

まず、一つ目の御指摘でございます。非常に専門性が高くて、一企業ではなかなか、どれだけ危うい状況なのかといった判断も限界があるのではないかという御指摘かと思います。

今回御説明申し上げたのは、独占禁止法との関係ということでお話をさせていただいておりますけれども、経済安全保障に関しては、現在、政府全体でも様々な取組が行われています。経済安全保障推進法も改正案が国会に提出されている状況でございます。改正案作成時において、民間企業なども含めて関係省庁によって、インテリジェンスを集めて情報を集約するところが必要なのではないかといった議論が行われ、政府としてシンクタンクを設立しようといったことを検討している状況でございます。そういうところで情報共有ができていくのかなというのを我々としても期待しています。

経済安全保障の情報につきまして、様々な相談に来ていただくときに、特に経済安全保障関連は、所管省庁にまず相談されていることが多いのではないかと思います。所管省庁の方で事業者からの相談を受けて、あるいは所管省庁から、このようなことを行った方がよいのではないかというよ

うな発議があるケースもあるかもしれませんが、そこで様々な情報の共有が行われると思います。私どもも必要に応じて関係省庁とは情報を共有しながら、我々も情報を教えてもらいながら対応していきたいと思います。とにかく事業者が我々のところに相談に来ることを躊躇しないしてほしいというのが、今回この事例集を作っている我々としての意図でございます。

二つ目のお話で、国際経済の動きの変化は非常に早いので、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」を修正ができるようにしていただきたいというお話でございます。

今回の事例集を御覧いただくと分かるかと思いますが、どの事例も独占禁止法の新しい考え方を出したというものではないです。独占禁止法上の考え方は、今までも様々なガイドライン等を公表しております。例えば、グリーンの関係でもガイドラインを出しておりまして、そこでもかなり踏み込んだことを記載しているのですが、そういったガイドラインを見ていくと、これまで公正取引委員会が出している考え方の中で基本は対応できるようなものが多いです。

そのため、そういう意味では、まず事例集の変更ありきというよりは、まず相談に来ていただくことが先かなと思います。その上で、我々も何か、現在の事例集や基本的な考え方とかでカバーできていない、世の中にお伝えしておいた方がいいという事例があれば追加をするとか、そのようなところは我々も柔軟にやっていきたいと思っております。

○柳川会長　ありがとうございます。

私自身の確認も含めて少し交通整理をさせていただくと、今日の御説明と公表されている考え方や事例集は、経済安全保障に関連する課題であったとしても独占禁止法に関する解釈や競争政策上の運用が特別変わるものではないという前提で、そういう意味で、事例集に記載されている事例は、経済安全保障に関わる・関わらないに関係なく、独占禁止法上問題となるものとそうでないものをまとめたものであるという理解でよろしいわけですね。

○岩下経済取引局総務課長　はい、結構でございます。

○柳川会長　御議論の中で、経済安全保障だからこのような課題があって、こうやら

なければいけないし大変なこともある、そのような場合には独占禁止法でどう認められるのかという御質問が結構ありました。これはある種、経済安全保障に関わる適用除外とか例外とか、そういうものがどこまで認められるというお話であったかと思います。仮に経済安全保障に対応するために適用除外などを考えなければならいとなった場合、現在の公正取引委員会の運用で対応するではなくて、恐らく経済安全保障に関する何か特別な立法により対応することになるのだと思います。もう少し更にこっちに議論が下りてくれば、さっき申し上げた例外措置みたいなことをここで議論することがあるのかもしれませんが、本日御報告いただいた資料については、例外措置が書かれているわけではないという御理解でいただいた方がいいのだと思います。

すみません、よろしいですね。

○岩下経済取引局総務課長 はい、そのとおりかと思います。

○柳川会長 それでは、すみません、お待たせしました。田中会員、お願いします。

○田中会員 ありがとうございます。

経済安全保障と独占禁止法、あるいは競争の実質的制限の禁止のバランスを取ることは非常に難しいテーマだと思いますし、国全体が経済安全保障にウエートを置かなければいけない中で、公正取引委員会も対応しなければならないというのは非常に理解できます。一方で、やはりこの資料だけ見たときに、あるいは柳川会長の整理を伺わずに御説明だけ聞いたときの率直な印象では、公正取引委員会も経済安全保障への対応をより重視して、独占禁止法の運用を弱める方向に動いていると多分理解されかねないと思います。

実際に事例集を見ても思うのは、やはり特に問題含みなのは情報交換です。情報交換は、当然、経済安全保障のために行うということもありますけれども、公正取引委員会のジュリスディクションでいくと、やはり、本当はカルテルなどに最もつながりやすいので、最も懸念しなければならないところだと思います。それから、情報交換について、他社と連携できるのは一般的に既存の大企業に限られます。既存の大企業の方がデータを持っていて、政府機関等も含めていろんな接点を持っているということで、

情報交換が今までよりも許容されるという方向性になってしまうと、明らかに新規参入が制約されて、競争が制限されて、結果的に日本の産業の競争力が低下してしまいます。軸足としては当然、政府全体が経済安全保障を重視しなければいけないということはよく分かりますけれども、やはり、公正取引委員会の一番のパーパスというのは競争の実質的な制限を禁止する独占禁止法にあると思うので、必要以上に何か緩やかな姿勢を示しているように受け止めるような展開というのは、正直どうなのかなと思います。

経済安全保障については、経済産業省など様々なところが管轄しているので分かりにくいです。柳川会長に御確認いただいてようやく公正取引委員会のスタンスが分かったという感じはしますけれども、やはり価値観としては、飽くまでも競争の制限はいけない、独占禁止法が重要だというスタンスの中で、どう経済安全保障をしていくのかというところにしないと、経済安全保障は日本の国力・産業力を高める目的もあるのに、競争の制限がされてしまうと、結果的に産業の競争力も低下してしまいます。それを防ぐために独占禁止法とか競争法があるはずなので、是非誤解のないように、うまくコミュニケーションしていただきたいなという御注文をさせていただきます。いかがでしょうか。

○岩下経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

おっしゃるとおりでございまして、私自身の説明の仕方の問題かもしれず、そこはお詫び申し上げます。

また、田中会員の全くおっしゃるとおりだと思っております。柳川会長からも整理いただいたとおり、私どもはこの事例集なり基本的な考え方というところで、何か考え方を変えたというようなものではなく、また、新しい考え方を出したというものでもありません。既存の独占禁止法の考え方の中で、このいずれもそんなに心配しないで行える場面というのがあるということを知ってもらうことが目的です。とにかく、情報交換が行われるとカルテルにすごく結び付きやすいというのは、田中会員がおっしゃるとおりかと思うのですが、かといって、情報交換が全て駄目かということ、そうではないわけです。

だから、0か1ではないということを知っていただくことが目的であり、

また、その上で、私どものところに何か心配あれば相談していただきたいと考えています。今回、この事例集とかを取りまとめる過程の中でも、我々は相談に来てほしいと、我々は拒否していないという話を様々なところでしているのですが、やはり公正取引委員会は怖いという声や、公正取引委員会に行きたくないというような声を、幾つか言われました。そのため、「相談に来ていただきたいとただ言っても駄目で、事例集等を示さなければ駄目だよ」というようなことを言われたこともございました。もしそうなのであればということで、今回事例集を取りまとめて公表したわけでございます。事業者におかれては、このような事例集も参照しながら、具体的な事案がある場合には、私どもに、是非相談に来ていただきたいと考えております。

公正取引委員会として、独占禁止法違反を厳正に取り締まっていく、カルテルは駄目だということは全く何ら変わらず、そこは厳正にやっていくというのは何ら変わらないのですが、一方で我々は相談官庁という顔も持っていきたいと思っております。今回は相談官庁の顔を少し出しているところですが、非常に何か独占禁止法を緩めているのではないかと見えてしまったら申し訳ございません。そういうつもりではないのですが、気を付けたいと思います。ありがとうございます。

○田中会員 追加でコメントいたします。正直、やはり見たときに分かりにくいです。

説明も、一元的にいったときに分かりにくいです。民間の文書であれば、やはり最も重要なのは、自分達がどのような価値観なのかというところだと思うので、当然、公正取引委員会としての制約はあるのかもしれませんが、自分達がどういう価値観なのかということを示して、理解してもらおうということが基軸にないと、なかなか文章だけでは伝わりにくいかなと思います。誤解があると相談も多く来て大変になると思いますので、よりクリアにしていいただければと思います。

ありがとうございました。

○岩下経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、まだまだ御意見おありかと思っておりますけれども、時間がまいり

ましたので、本日の議論はこの辺りで終了とさせていただきます。

最後に、茶谷委員長から御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○茶谷委員長 今日はお忙しい中お集まりいただいて、また、貴重な意見を多々頂きまして、ありがとうございました。

昨年12月の半ばから2月の初めまで1か月半かけて、霞が関からこの庁舎に移ってまいりました。本日は、庁舎移転後第1回目の独占禁止懇話会でございます。本日の説明でもありましたように、取引適正化から経済安全保障をめぐる問題やデジタル市場での対応をはじめとした様々な政策的課題に公正取引委員会は直面しておりまして、しかも、その状況が目まぐるしく変わる中で取り組んでおります。

このような状況に対応するためには、今日もお話がありましたが、基本はきちんと守りつつ、情勢に応じて柔軟かつ的確に対応していくということが必要ですし、また、様々な相談についても極力積極的に対応して、開かれた公正取引委員会として業務に取り組んでいく必要があると思っております。

そして、そのためには一定の人員、人材の確保が必要ですし、それから、公正取引委員会の組織はこの30年間ほとんど変わっておらず、組織の在り方としてこのままでいいのかどうかということも含めて検討し、年々増えていく課題に引き続ききちんと対応できる公正取引委員会にしていきたいと思っておりますので、またこのような形で様々な貴重な御意見を是非賜れば有り難いと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○柳川会長 ありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

次回会合については、6月30日が候補になっていますが、近日中に事務局から日程調整の御連絡を差し上げるとしますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりまして御議論いただきまして、誠にありがとうございました。